

クレジット制度全般と 民間JCMプロジェクトについて

2024年10月

今を守る、未来へつなぐ。地球室

カーボン・クレジットについて

- カーボン・クレジットとは、プロジェクトを通じて実現した温室効果ガス（GHG）の排出削減や吸収・除去量について、MRV（測定・報告・検証）を経て定量化し、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの。
- カーボン・クレジットを活用し、削減努力を経てもどうしても排出してしまう残余排出を相殺することが可能（カーボン・オフセット）。主に民間企業が自社オフセットに活用するほか、一部のクレジットについては、国の削減目標（NDC）に活用することも可能。日本はNDCの達成に、二国間クレジット制度（JCM）を活用。
- クレジットは主に、国連や国が運営するコンプライアンス・クレジットと、民間認証機関が企業のCO2排出削減活動に対して発行するボランタリー・クレジットに分類される。

国連主導

CDM



先進国が発展途上国でのプロジェクトを支援し、達成した排出量削減分を両国で分配することができる制度

グローバルが対象

二国間

JCM



日本がパートナー国でのプロジェクトを支援し、達成した排出量削減分を両国で分配することができる制度

日本とパートナー国間

国内制度

J-Credit



J-Credit Scheme

カーボンオフセットプロジェクトによる、GHGの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証する制度

日本国内の制度

民間主導

Gold standard



Gold Standard
for the Global Goals

WWFが立ち上げたオフセットクレジットの取引制度

グローバルが対象

VCS



Verified Carbon
Standard

オフセットプロジェクトから発生するクレジットについて、品質を保証するための基準

グローバルが対象

コンプライアンス・クレジット

ボランタリー・クレジット

民間資金を中心としたJCMプロジェクト（民間JCM）とは

- 民間JCMとは、民間企業が設備導入を民間資金のみで実施するJCMプロジェクト
- 民間企業がクレジットを取得でき、自社目標達成や市場取引による収益化に活用可能。
- NDCにおけるJCM1億トン目標達成に向けて、JCMの更なる拡大が期待。

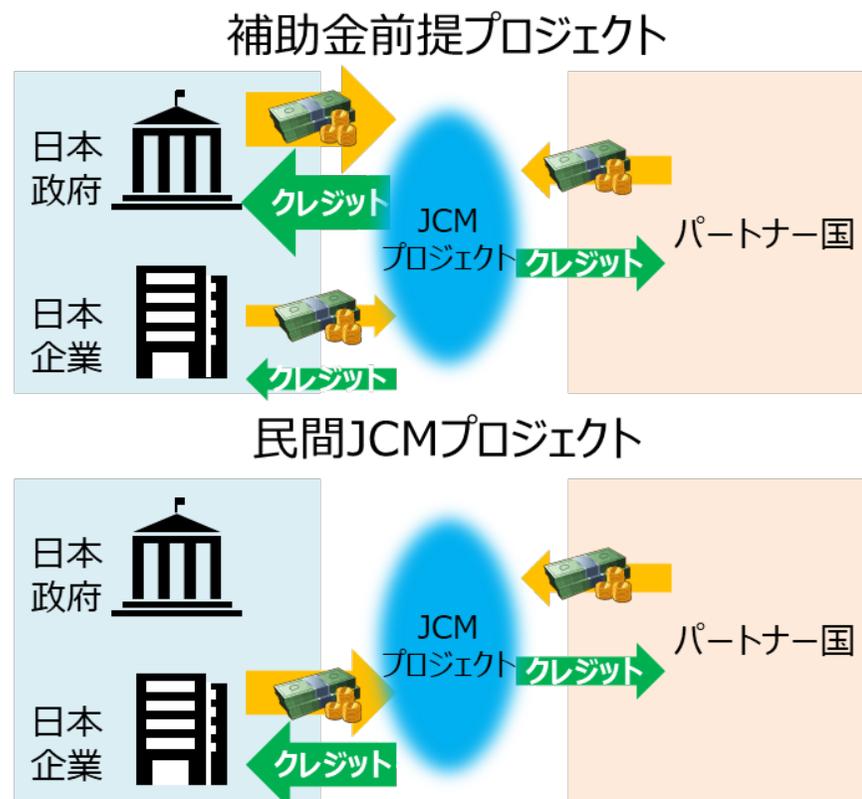
【民間JCMのメリット】

企業にとって…

- ✓ 事業計画・資金計画が自由にできる
- ✓ クレジットを自社で取得し、市場取引による収益化が期待できる
- ✓ 各種制度（SHK制度やGXリーグへの活用）およびNDCへの貢献ができる

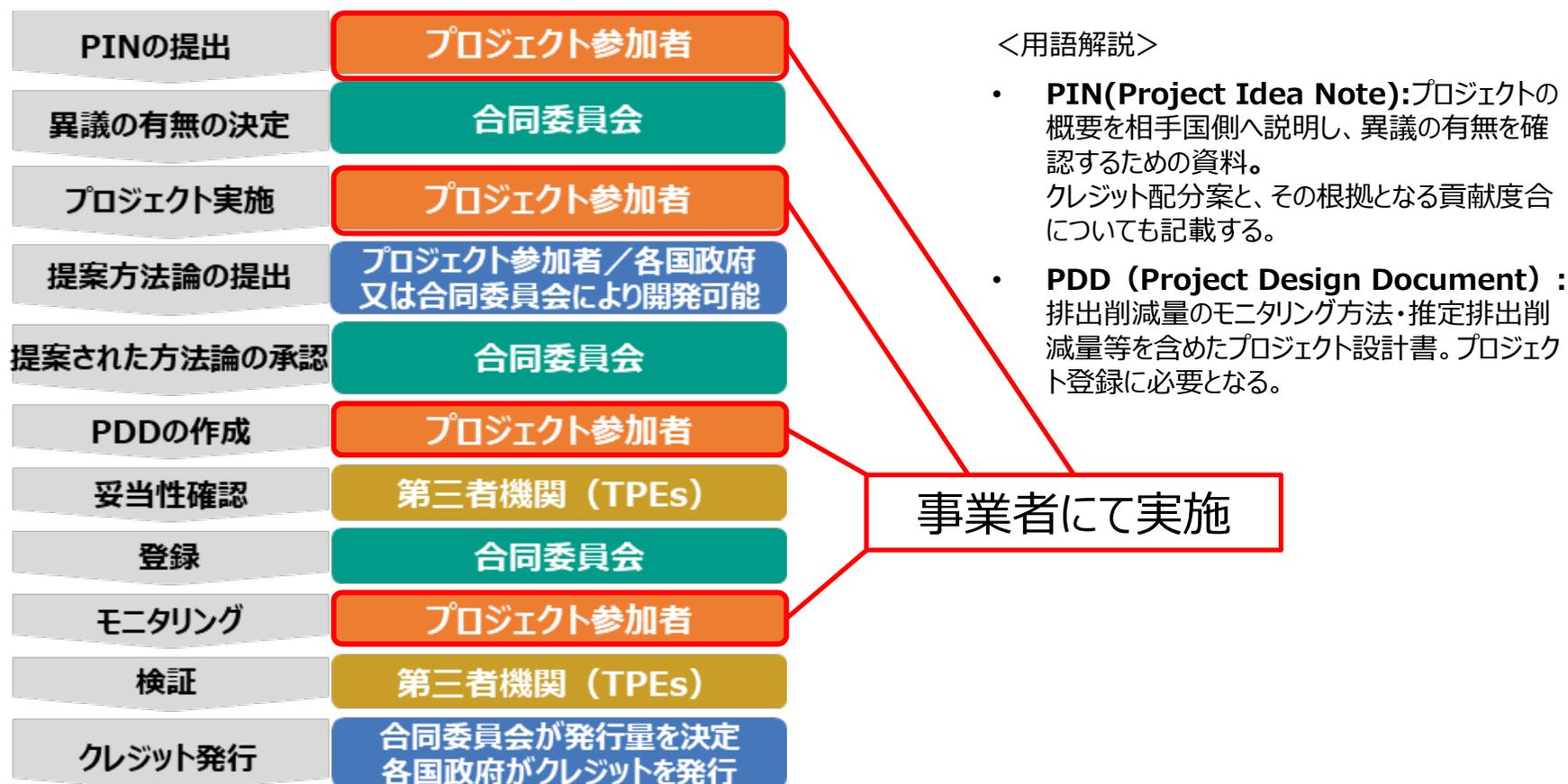
相手国にとって…

- ✓ 事業を通じた脱炭素技術の導入・普及展開
- ✓ 資金提供・付随サービスの実施
- ✓ NDCへの貢献、技術導入・投資促進
- ✓ 自然環境の保全、など



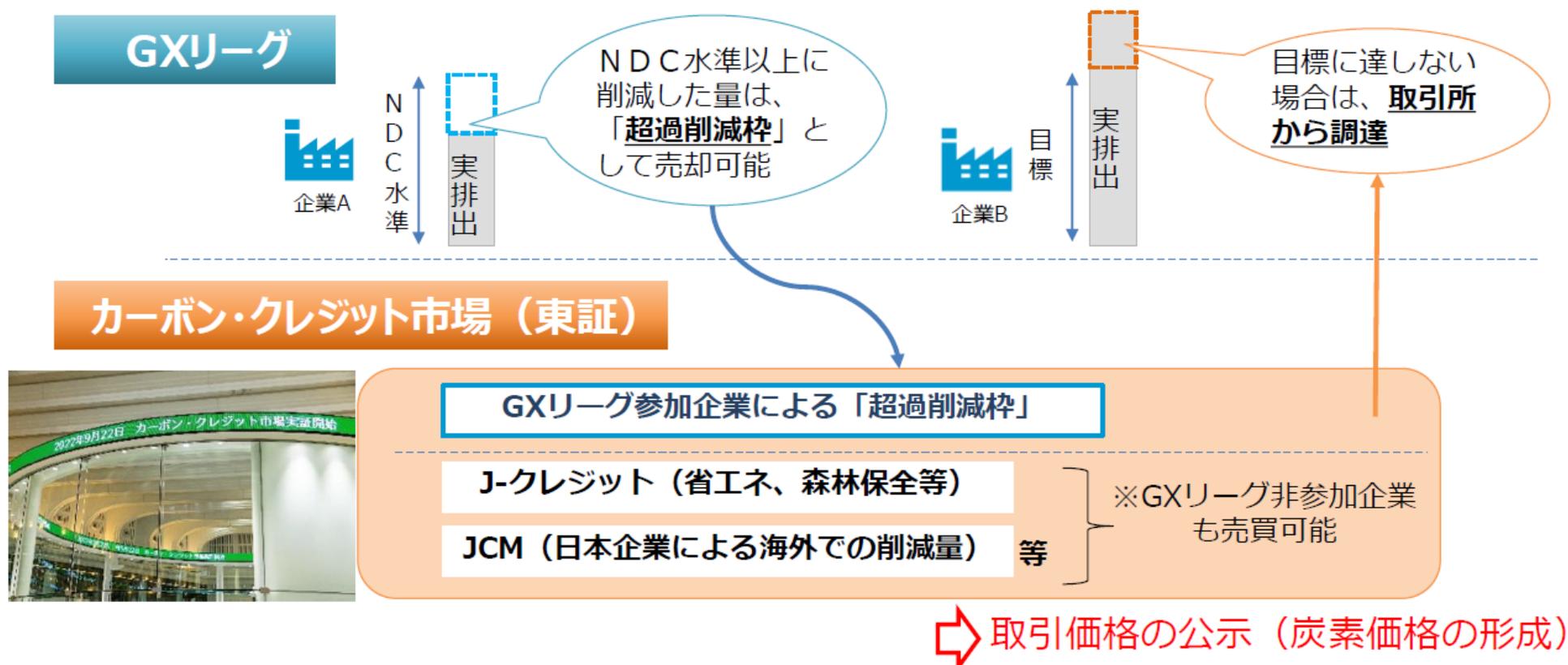
民間JCMのプロセスについて

- 民間JCMのプロセスは、従来のJCMプロセスと同じ
- 予見可能性を高めるため、事業概要書（PIN）の提出を義務付けている
- 方法論開発、モニタリング、クレジット配分交渉など、基本的には事業者が自主的に実施する。ただし、政府支援メニューの活用も可能。



JCMクレジットの用途

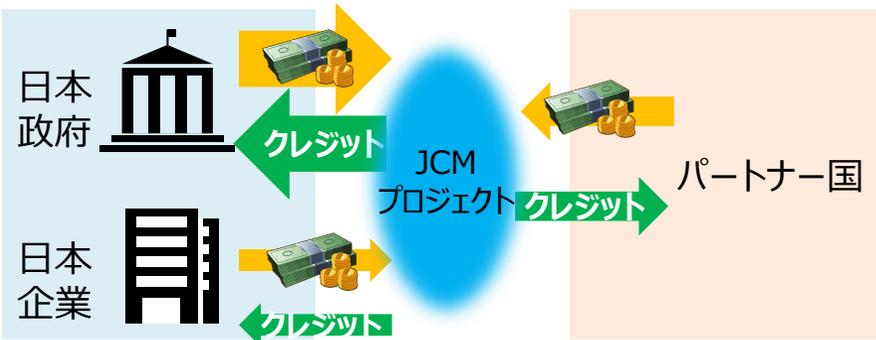
- 民間JCM等で企業が獲得したJCMクレジットは、主に自社のオフセット目的として活用可能。
 - 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）
 - GXリーグにおける自主目標達成への活用
 - 自社のカーボンオフセット
- 特にGXリーグでは目標達成に向け、参画企業が「カーボン・クレジット市場」で排出量取引を行う。クレジット市場での取引により、価格の形成やクレジットの売買を通じたマネタイズを期待。



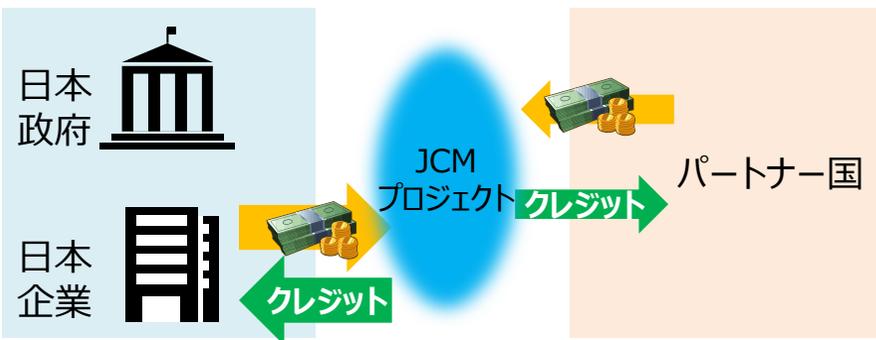
民間JCMプロジェクトの組成ガイダンスについて

- JCM1億トン目標達成に向け、従来の補助金によるプロジェクトに加え、**補助金を前提としない、民間資金を中心としたJCMプロジェクト（民間JCM）の実現により、JCMの更なる拡大が期待。**
- 2024年3月に、「**民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス**」を改訂※。また、民間JCMプロジェクト実施に当たって**事務局への事前相談が可能。**

補助金前提プロジェクト



民間JCMプロジェクト



民間JCMガイダンスのポイント：

事業概要(PIN: Project Idea Note)

パートナー国に事前照会し、プロジェクト内容・クレジット配分案等について異議の有無を確認。PINフォーマットの公開

クレジット配分時の留意事項

資金貢献及び資金以外の貢献の考え方等

その他留意点

民間JCMプロジェクト実施支援策、人権対応等の留意点

民間JCMプロジェクト実施の上での事前相談窓口

相談窓口：info@jcm.go.jp

※民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス：
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/pdf/private_secor_JCM_guidance_all_202403.pdf

民間JCMに関するよくあるご質問

- **2024年3月行った「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス」の改訂の際に、新たにQ&A集を追加。**
- よくあるご質問や事前にいただいたご質問への回答は以下の通り

ご質問	回答
○合同委員会及びパートナー国政府への事前説明の必要性やコンタクトのタイミングを伺いたい。	●パートナー国側との調整においては民間事業者自身によるパートナー国関係者との事前の協議等を行うことも重要です。例えば、PIN 提出前にパートナー国側に対して事業者から事前説明しておくことは、パートナー国関係者の当該プロジェクトへの理解が深まることに繋がります。
○方法論の開発は、いつ頃から着手すればよいか。	●PIN に年間の想定GHG 排出削減量記載の欄があり、何らかの想定する方法論に基づき算出する必要があるため、その時点において方法論について一定程度目途がついていることが望ましいです。また、PIN を提出した後、異議がなければ、方法論の開発がその次のステップとして必要になります。
○方法論は誰が作成するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ●方法論は基本的にプロジェクト参加者または方法論に知見を有するコンサルタントなどが作成する必要があります。 ●日本国政府が資金支援するJCM プロジェクトの組成・実施においては、日本国政府からは以下の実施支援が行われています。 <ul style="list-style-type: none"> ・案件組成に向けた実現可能性調査（FS）等への支援 ・GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援 ●民間JCM プロジェクトの実施においても、上記の支援を活用することは可能ですが、日本国政府からの支援であるため、事業実施の際のクレジット配分量にも影響があり得ます。
○民間JCM の場合のクレジット配分比率（=貢献価値の示し方）について、どの様に算定するのが良いか。	●民間JCM におけるクレジット配分について、現時点でパートナー国との間で同意されたルールはありません。日本側とパートナー国側のクレジット配分については、PIN において提案することになりますが、提案に当たってはその根拠を説明することが必要です。定量的な根拠としては、総事業費における日本側からの資金貢献の割合等が考えられますが、NDC への貢献など資金以外の貢献についても、日本側の貢献としてクレジットの配分に反映させることが認められる可能性もあります。

経産省/NEDOによるJCM資金支援事業一覧

プロジェクト 開発段階

経産省：実現可能性調査（FS）

- JCMプロジェクトの開始に向けた基礎検討（導入技術、対象サイト、事業関係者等）、JCM方法論の基礎の作成、相手国における導入技術の普及可能性の検討を行う。
- 1年以内、1500万円／件

NEDO：有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査（方法論開発）

- 有望と考えられる技術分野での実証事業を想定し、当該技術のJCM方法論の策定及び実証時のCO2削減ポテンシャルを試算。
- 1年以内、2000万円／件

NEDO：JCM実証事業

- 相手国において先進的な脱炭素技術の導入及び実証を行い、その有効性を検証。
 - 実証設備・システムの導入及び実証運転の実施、GHG排出削減効果の定量化、JCMクレジット発行に向けたJCM手続き
- 実施期間：
 - 実証前調査：1年以内、実証：3年以内、定量化フォローアップ事業：2年以内

NEDO：定量化支援事業（JCMクレジット化支援・MRV適用調査）

- 実施予定・実施中のGHG排出削減に資するプロジェクトに対し、JCM方法論に基づくMRVを実施し、当該プロジェクトのGHG排出削減量を検証。
- 検証された排出削減量はJCMクレジットとして発行手続きを行う。

プロジェクト 化・クレジット 発行

※ いずれもエネルギー起源CO2の排出抑制に関する事業であることが条件です。

方法論開発事業（有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査）

- 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素促進事業の実施及び我が国発の有望技術の普及に資するため、大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する低炭素技術・システムのうち、「有望かつ方法論が未整備」の技術について、必要と見込まれるMRV方法論の開発と温室効果ガス排出削減量の試算及びそれらの前提となる条件の検討を行う。

調査対象国

JCMパートナー国（29カ国）（2024年2月現在）の他、新規パートナー国となり得る国・地域も対象とする。

対象技術

エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する技術（※）であり、我が国が優位性を発揮し得る、相手国／地域側と協力しながら大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する低炭素技術・システムのうち、「有望かつ方法論が未整備」のもの

（※例えば、森林由来の二酸化炭素排出削減のみに関する技術は対象外）

事業規模

20百万円以内／件

事業期間

1年以内

令和6年度公募期間

3月29日～5月8日（終了）

JCMクレジット化支援／MRV適用調査事業

- JCM合同委員会におけるプロジェクト登録からクレジット発行申請に至るまで、JCMのルールに則り所定の手続きを実施し、我が国のJCMクレジット獲得を支援。
- 具体的には、JCM手続で必要となるプロジェクトの事業概要（PIN）の提出、MRV方法論、プロジェクト設計書（PDD）の作成、温室効果ガス削減量の測定・モニタリング、第三者機関による検証、合同委員会との調整等を実施

※公募URL：https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100233.html

対象国

JCMパートナー国（29カ国）（2024年2月現在）

対象事業

- 日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業を対象とするものであり、かつ、温室効果ガス排出削減効果が定量化し得るものであること。
- 事業が日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業を活用しないプロジェクトであること。
- エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に関する事業であること。

事業規模（予定）

100百万円以内／件

事業期間

4年以内

令和6年度公募期間

4月5日～5月17日（終了）

民間資金を中心とするJCMプロジェクト、等
（日本政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業を活用しないプロジェクト）

NEDO 定量化支援事業

PIN提出、プロジェクト実施、
方法論の提出、PDD作成

登録

削減データ測定、第三者機関による
削減量の検証

（クレジット発行申請）

プロジェクト継続

削減効果
検証

MRV実施準備
適用可能性、普及、展開方法検討

MRV実施

グローバルサウス未来志向型共創等事業（執行スキーム）

- 大きく①**上限40億円の大型実証** ②**上限数億円の小規模実証・FS** ③**マスタープラン策定** の3つに分かれる。
- ①は**国際機関への拠出金事業**。ASEAN加盟国を対象とするものはAMEICC、非ASEAN地域を対象とするものはUNIDOへの拠出を通じて事業を行う。AMEICC事業は、AMEICCから委託を受けたJETROが事務局業務を行う。
- ②③は**経産省の直執行事業**。経産省から委託を受けた執行団体が事務局業務を行う。
- いずれも公募期間は2024年度中となる。事業実施期間は、①は**補助交付契約締結から最長3年間**(2025年4月以降に補助交付契約締結した案件は、3年待たずに2028年3月まで)。②③は**1年程度**。

大型実証（補助）

拠出金：2機関で計845億円

AMEICC(対ASEAN加盟国)

(公募・採択)

事業者等

- 補助額：5億円以上、40億円以下
- 補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- 事業期間：最長3年間
- AMEICCは第1回公募を6/6(木)～6/27(木)で実施済、**第2回公募を2024年度内に実施予定**。
- UNIDOは第1回公募を6/5(水)～7/5(金)で実施済、**第2回公募を2024年秋か冬に実施予定**。第3回実施は未定

UNIDO(対非ASEAN)

(公募・採択※全て英語)

事業者等

小規模実証（補助）

小規模実証・FS合わせて
令和7年度までの国庫債務負担行為：279億円
うち令和5年度補正予算で歳出化された予算額：32億円

FS（補助）

執行団体(TOPPAN)

(公募・採択)

事業者等

- 小規模実証の補助額：上限5億円
- FSの補助額：上限1億円
- 補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- 事業期間：1年程度
- 第1回公募を4/17(水)～5/10(金)で実施済
- 第2回公募を9/9(月)～10月11(金)で実施済**

マスタープラン策定(委託)

執行団体A (公募・採択)

事業者等

執行団体B (公募・採択)

事業者等

執行団体C (公募・採択)

事業者等

- 想定再委託額：数千万円
- 事業期間：1年程度
- 第1回公募は10/7(月)～11/1(金)12時〆で実施中**

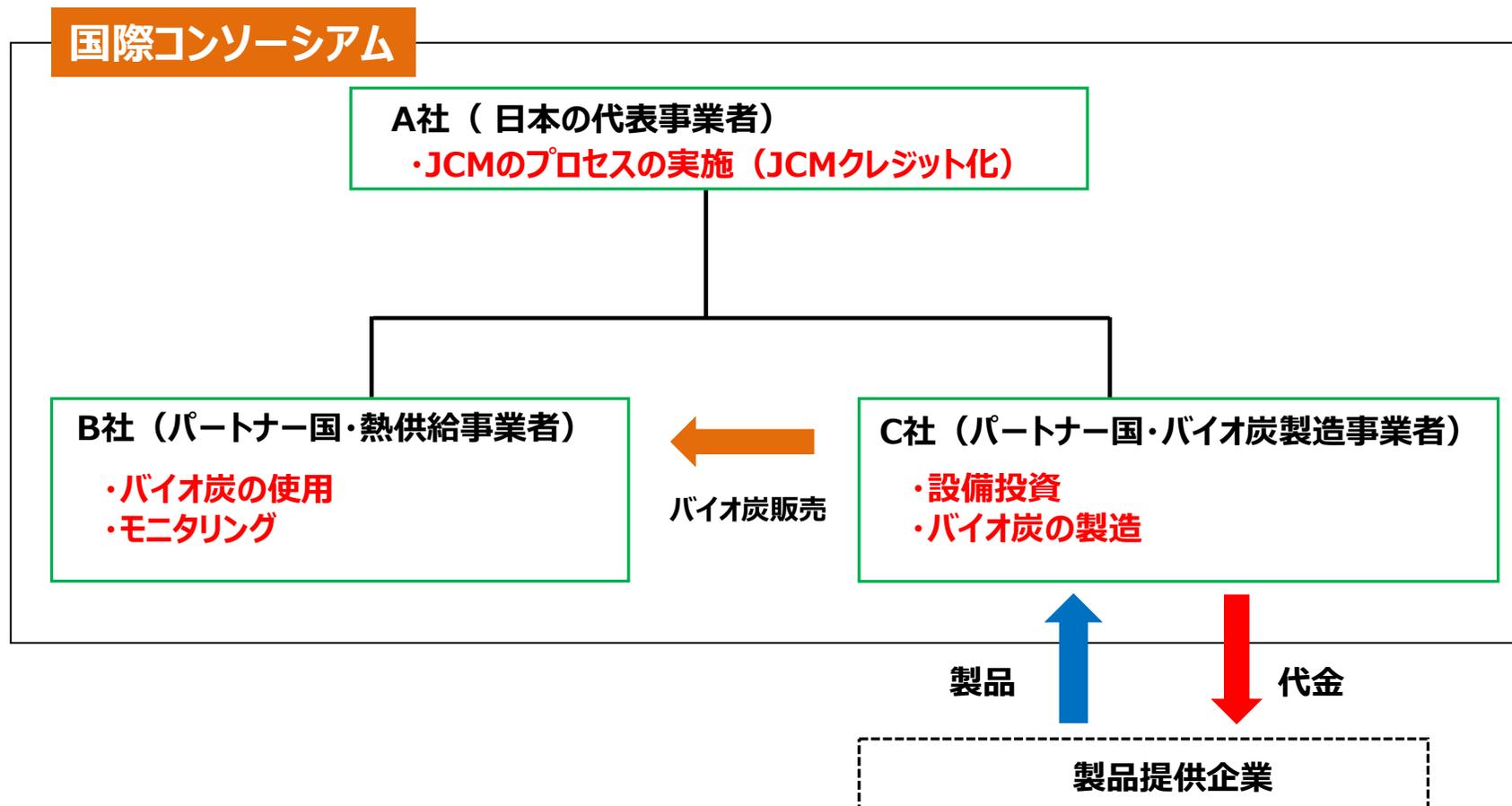
★本事業の要件を満たした上で、**方法論を含むJCM化も追加で検討可能**

令和7年度までの国庫債務負担行為：90億円
うち令和5年度補正予算で歳出化された予算額：20億円

民間JCM プロジェクト実施体制の例

- 民間JCMの実施体制は様々なパターンが想定され、パートナー国の企業とコンソーシアムを形成して実施することがある。
- その場合の例として、以下の図のような体制が想定される。

例 1 (バイオ炭を製造し、熱供給事業者に販売する事業の検討例)



民間JCM プロジェクト実施体制の例

- 下図のように、代表事業者が資金調達とJCMのプロセスを実施するような体制も想定される
- これらのように、民間事業者が主体となって様々な実施形態で事業を展開することができることも民間JCMのメリットの1つ

例2（パートナー企業の工場にバイオマスボイラーを導入する事業の検討例）

